新見市水道事業経営戦略

令和８年３月

新　見　市

目　　次

第 1 章　経営戦略の策定にあたって
1-1　経営戦略の目的 1
1-2　経営戦略の位置付け 2
1-3　計画期間 4

第 2 章　水道事業の現況と将来見通し
2-1　水道事業の概要 5
2-2　給水人口と水需要の状況と見通し 6
2-3　水道施設と管路の状況 10
2-4　水道事業経営の状況 12
2-5　建設改良費（更新需要）の見通し 13

第 3 章　投資・財政計画
3-1　投資・財政計画の基本的考え方 14
3-2　投資計画 14
3-3　財政計画 15

第 4 章　効率化・経営健全化への取組方針
4-1　組織、人材に関する事項 17
4-2　経営基盤強化に関する事項 17

第 5 章　進捗管理と見直し
5-1　基本的考え方 18
5-2　改定の留意点 18

巻末資料 19

第１章　経営戦略の策定にあたって

1-1　経営戦略の目的

新見市（以下「本市」という）においては、令和 3 年度に令和 12 年度までの 10 カ年を計画期間とする「新見市水道事業経営戦略」を策定し、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給することを目標に、計画的な事業運営を進めてきました。策定から 5 年が経過したことから、これまでの取組状況や財政状況を検証するとともに、社会経済情勢や水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、中間見直しとして本戦略を改定するものです。

また、本市では緩速ろ過方式を採用した浄水場を多く有しており、これまで職員の技術と経験により維持管理を行ってきました。しかし、技術職員の減少や熟練職員の退職が進む中、これまでと同様の管理体制を維持することが難しくなりつつあります。今後は、技術の継承や維持管理体制の見直しに加え、デジタル技術や遠方監視設備などを活用した効率的な施設管理を推進し、限られた人員でも安定した水道サービスを提供できる体制を構築することが求められています。

さらに、近年は大規模地震や豪雨災害など自然災害が激甚化・頻発化しており、水道施設の強靭化や危機管理体制の充実も重要な課題となっています。将来にわたり安全・安心な水道サービスを継続するためには、施設更新や耐震化を着実に進めるとともに、施設の統廃合やダウンサイジングなどによる施設配置の最適化を検討し、更新投資の平準化や維持管理費の縮減を図ることが必要です。

本経営戦略は、このような課題に対して中長期的な視点から経営の方向性を示す基本計画です。施設整備、維持管理、財政運営、人材育成及び技術継承を総合的かつ計画的に推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることで、将来にわたり安全・安心で良質な水道水を安定的に供給し続ける持続可能な水道事業の実現を目指します。

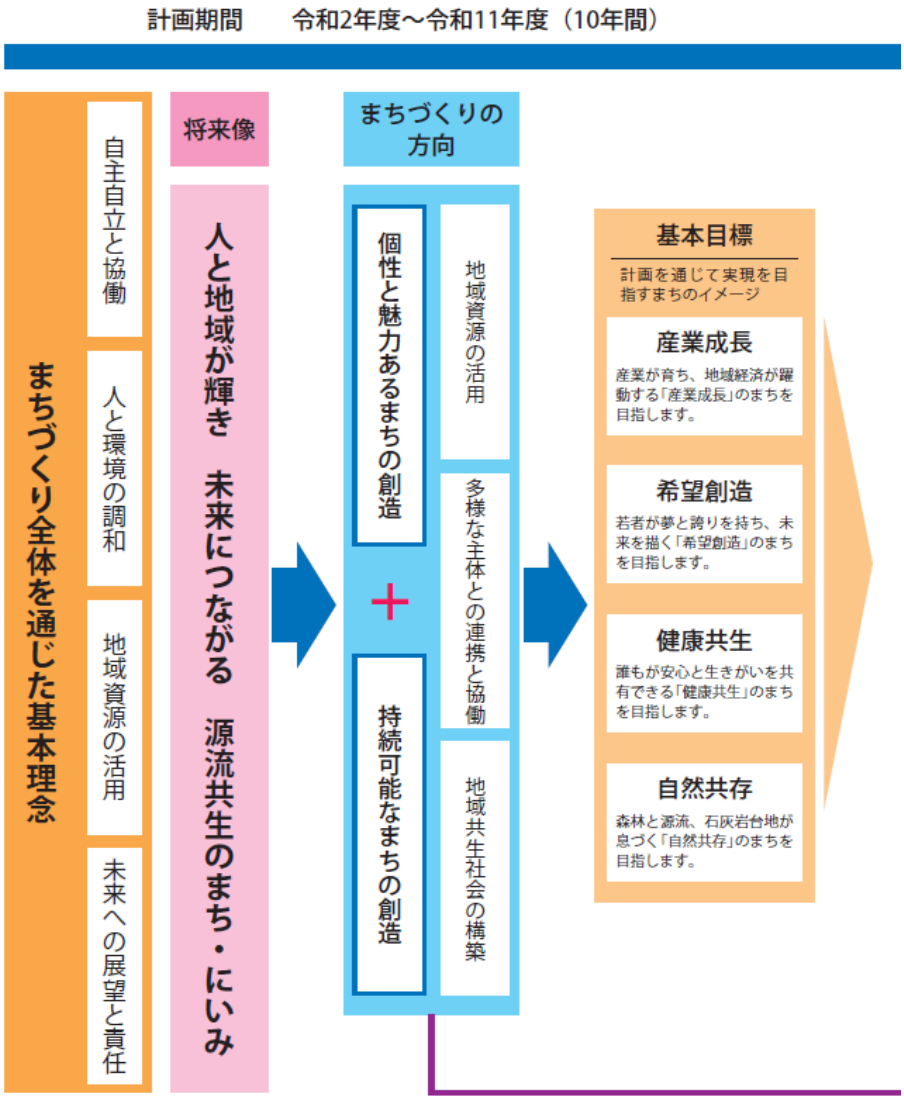
1-2　経営戦略の位置付け

本市は、**「地域資源を最大限活用して、個性と魅力を創造することで住み続けたい人が増えるまちをつくる」**ことを目指して、

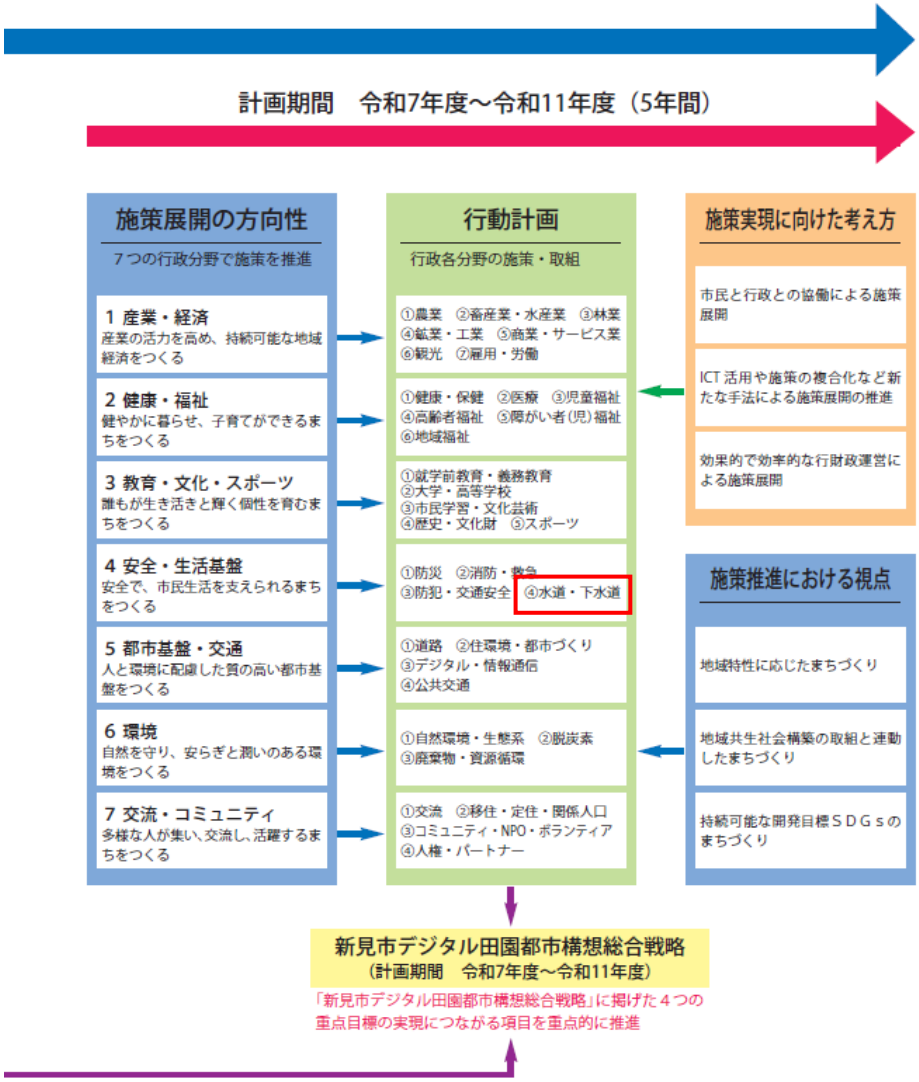
「人と地域が輝き　未来につながる
源流共生のまち・にいみ」

を将来像として、「第３次新見市総合計画～行動計画（後期）～」を令和７年３月に策定しており、その中に「安全・生活基盤」の行政分野として、「水道・下水道」の施策や取組みが計画されているため、「新見市水道事業経営戦略」は、その方針との整合を図りながら策定しています。

第３次新見市総合計画　体系図



また、新見市水道事業では、「新見市上水道施設整備計画」、「新見市上下水道耐震化計画」を策定しており、それらの計画との整合も図りながら策定しています。



資料：第３次新見市総合計画　～行動計画（後期）～

1-3　計画期間

経営戦略の計画期間は、「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」において、「10 年以上の合理的な期間を設定する」とされていることから、計画開始年度を令和 8 年度、計画目標年度を令和 17 年度の 10 年間とします。

また、改定に当たっては、「毎年度の進捗管理と一定期間（3～5 年毎）の成果の検証・評価した上で行う」とあるため、今後も継続して見直しをしていきます。

第 2 章　水道事業の現況と将来見通し

2-1　水道事業の概要

本市の上水道は、昭和 4 年に旧新見町で給水を開始して以来、市民生活の向上や地域の発展とともに施設整備を進め、現在まで水道サービスを提供してきました。

平成 17 年 4 月に実施された市町村合併後は、1 つの上水道事業と 27 の簡易水道事業を有していましたが、人口減少や施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたり持続可能な事業運営を行うため、財政基盤の強化と効率的な経営体制の構築を目的として、施設統合及び経営統合を進め、簡易水道事業を上水道事業へ事業統合しました。

平成 30 年 4 月には水道事業と唐松簡易水道事業及び長屋簡易水道事業を施設統合し、令和 2 年 4 月には残る 25 の簡易水道事業を経営統合することで、市内の水道事業を一つの公営企業として一本化しました。その後、令和 4 年 4 月に馬塚浄水場配水区と下熊谷配水区を施設統合しています。

現在は、公営企業会計による独立採算を基本とした経営を行い、経営の一元化による効率的な事業運営と計画的な施設整備に取り組んでいます。

本市は広大な給水区域を有し、多くの浄水場や配水池、管路施設を管理しています。また、浄水場の多くで緩速ろ過方式を採用していることが本市水道事業の大きな特徴となっています。緩速ろ過は、自然の浄化作用を利用して安全で良質な水道水を供給できる優れた浄水方式である一方、維持管理には豊富な知識と経験が求められることから、これまで職員の技術力に支えられてきました。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴う水需要の減少による料金収入の減少、老朽化した施設・管路の更新や耐震化への対応、さらには技術職員の減少や技術継承など、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。加えて、市町村合併により多くの水道施設を管理している本市では、維持管理費や更新費用の増加も大きな課題となっています。

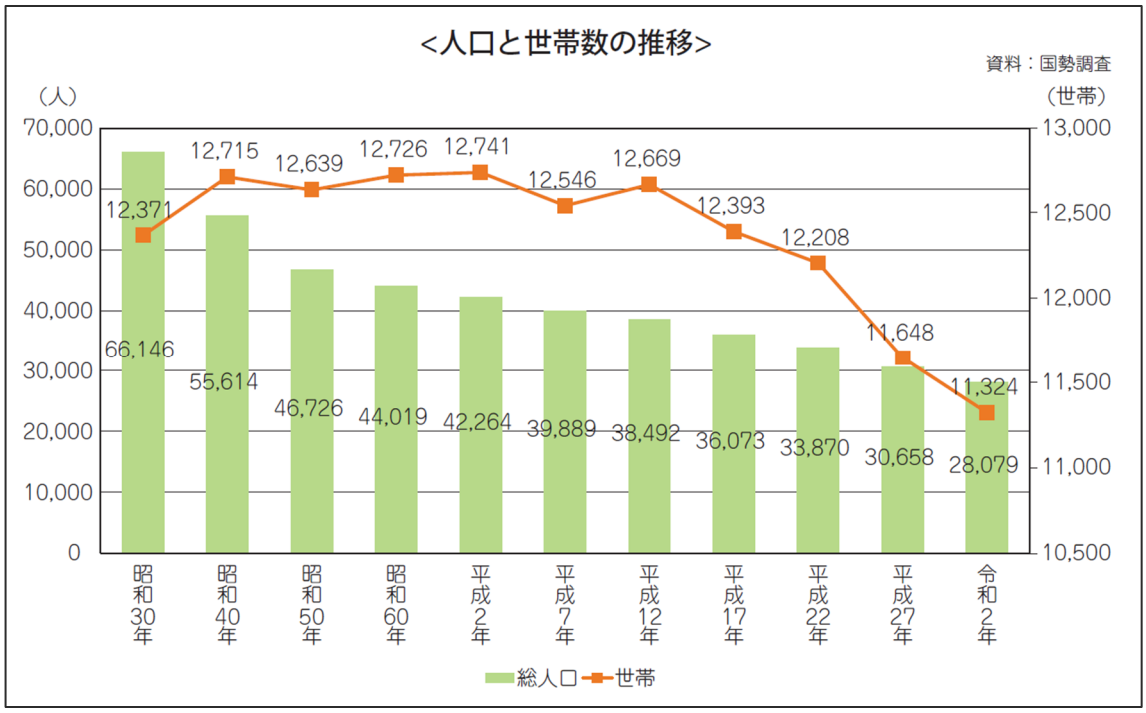
このような状況を踏まえ、本市では施設の適正配置や更新投資の平準化、維持管理の効率化を進めるとともに、遠方監視設備の活用などによる省力化・効率化を推進し、限られた財源と人的資源の中でも持続可能な水道事業を実現できる経営基盤の強化に取り組んでいます。

2-2　給水人口と水需要の状況と見通し

(1)総人口の状況

本市の人口は、昭和 30 年には 66,146 人を数えていましたが、昭和 30 年～40 年代の高度経済成長期に人口の大幅な流出が起こり、その後も減少傾向を続け、令和 2 年には 28,079 人と半数以上減少しています。

世帯数は、長らく 1 万 2 千台後半で推移していましたが、平成 27 年には 11,648 世帯まで減少し、令和 2 年には 1 万 1 千台前半となっています。

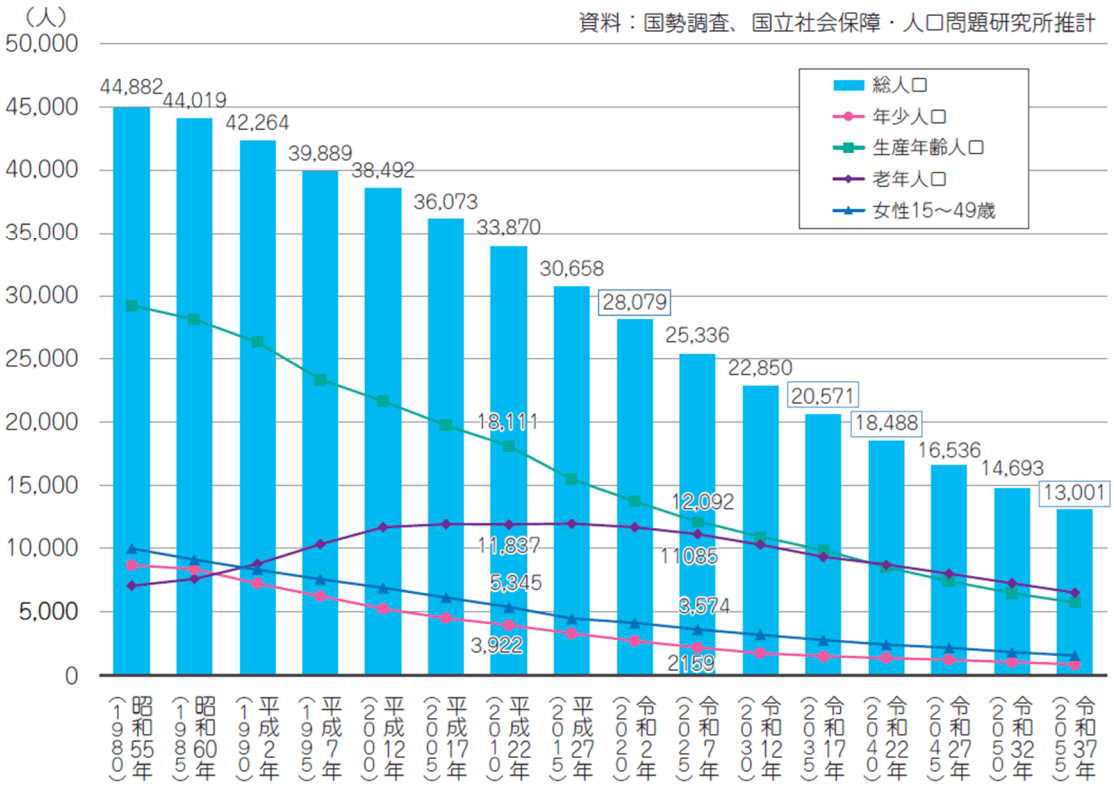


資料：第 3 次新見市総合計画～行動計画(後期)～

国立社会保障・人口問題研究所が行った本市の将来人口推計（令和 5 年 3 月公表）によると、これまで増加傾向にあった老年人口も、平成 27（2015）年度から減少に転じ、全ての世代で減少が進むと推計されています。

その結果、本市の人口は、令和 17（2035）年度には 20,571 人に、令和 22（2040）年度には 18,488 人に、そして令和 37（2055）年度には、13,001 人になると推計されています。

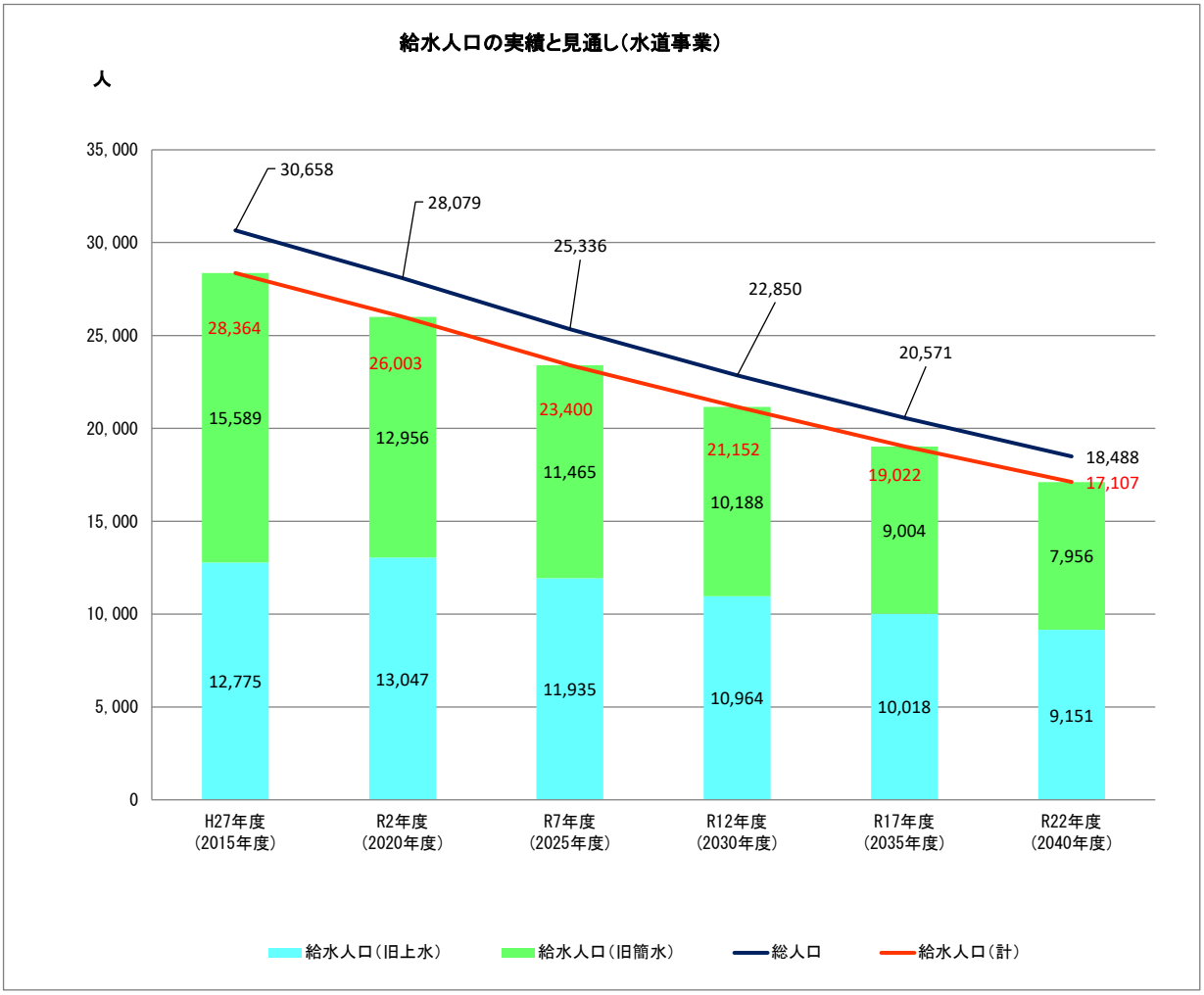
<人口・年齢区分別将来人口の推計>



(2)給水人口の状況と見通し

本市の給水人口も、人口動態と同じく減少しており、平成 27 年度から令和 7 年度の給水人口の推移を見ると、28,364 人から 23,400 人となり、全体では年平均約 2.0%の減少で推移しており、内訳では旧上水道が年平均約 1.7%、旧簡易水道が年平均約 2.3%の減少となっています。

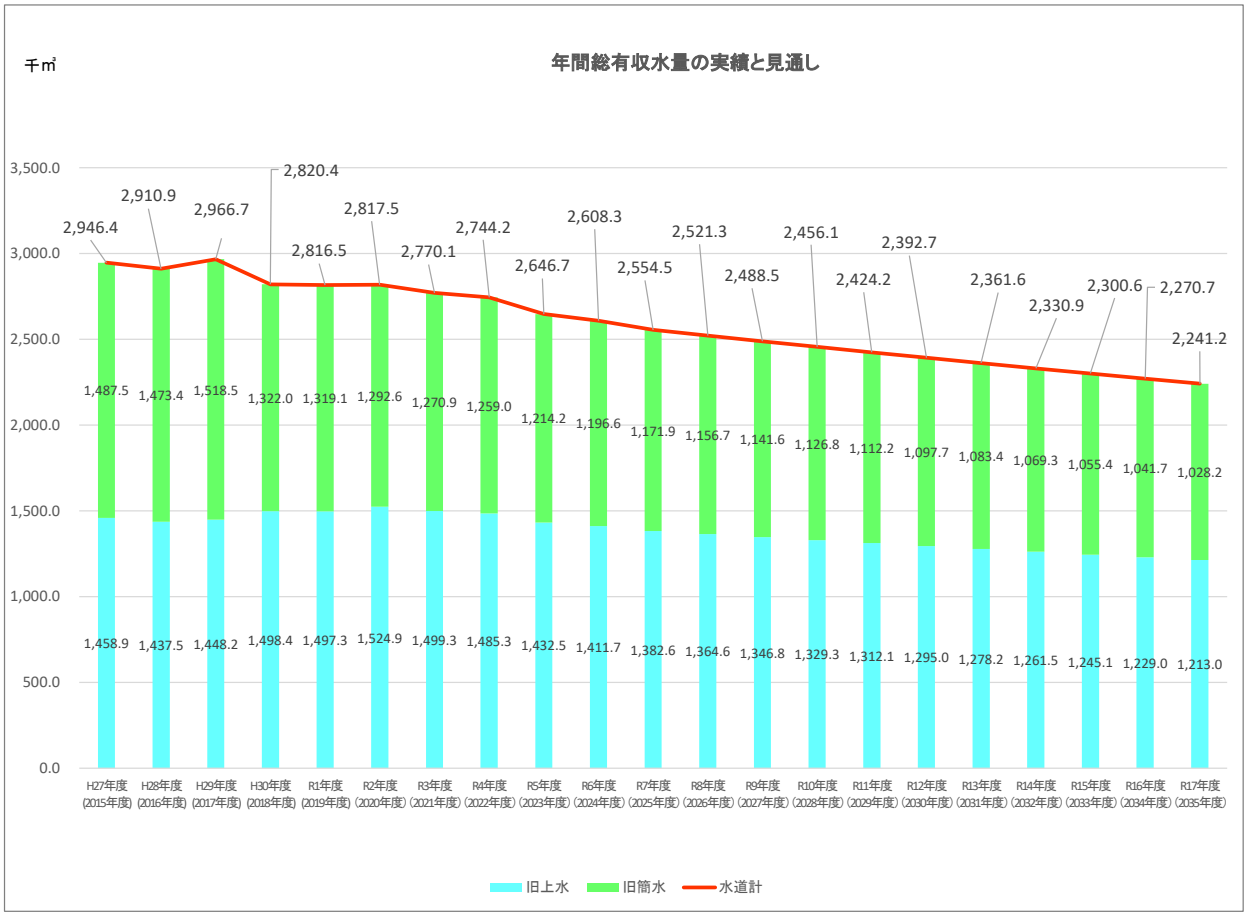
これらの実績及び将来人口推計を踏まえ、今後も同様の減少率で推移するものと仮定し、旧上水道及び旧簡易水道それぞれの給水人口を推計しています。



(3)水需要の状況と見通し

本市の水道事業では、給水人口の減少や節水機器の普及等により、水需要は減少傾向となっています。平成 27 年度から令和 6 年度までの年間総有収水量は、2,946.4 千m3 から 2,608.3 千m3 となり年平均約 1.3%の減少となっており、給水人口の減少率より緩やかとなっています。

水需要は今後も同様の減少率で推移するものとし、年間総有収水量を推計しています。



2-3　水道施設と管路の状況

本市の水道施設は、市内全域を 25 の配水区でカバーしており、それぞれに浄水施設、配水施設を有しています。（図 2-3 配水区位置図参照）

令和 4 年度には、「新見市上水道事業施設整備計画策定及び水道施設台帳作成業務」を行っており、247 施設の調査と約 780km の管路台帳調査を行い、更新計画を策定しています。

「平成 29 年度 新見市簡易水道事業 アセットマネジメント策定業務」で設定している更新基準年を基にした、2025 年度末での状況は、施設の老朽化率 30.2%（1,185 施設中 358 施設）、基幹管路の老朽化率 13.0%（418.4km 中 54.2km）となっています。

構造物及び設備の時間計画保全に基づく更新基準の設定

区分	法定耐用年数	更新基準
建築	50	70
土木	60	73
電気	15	25
機械	15	24
計装	15	21

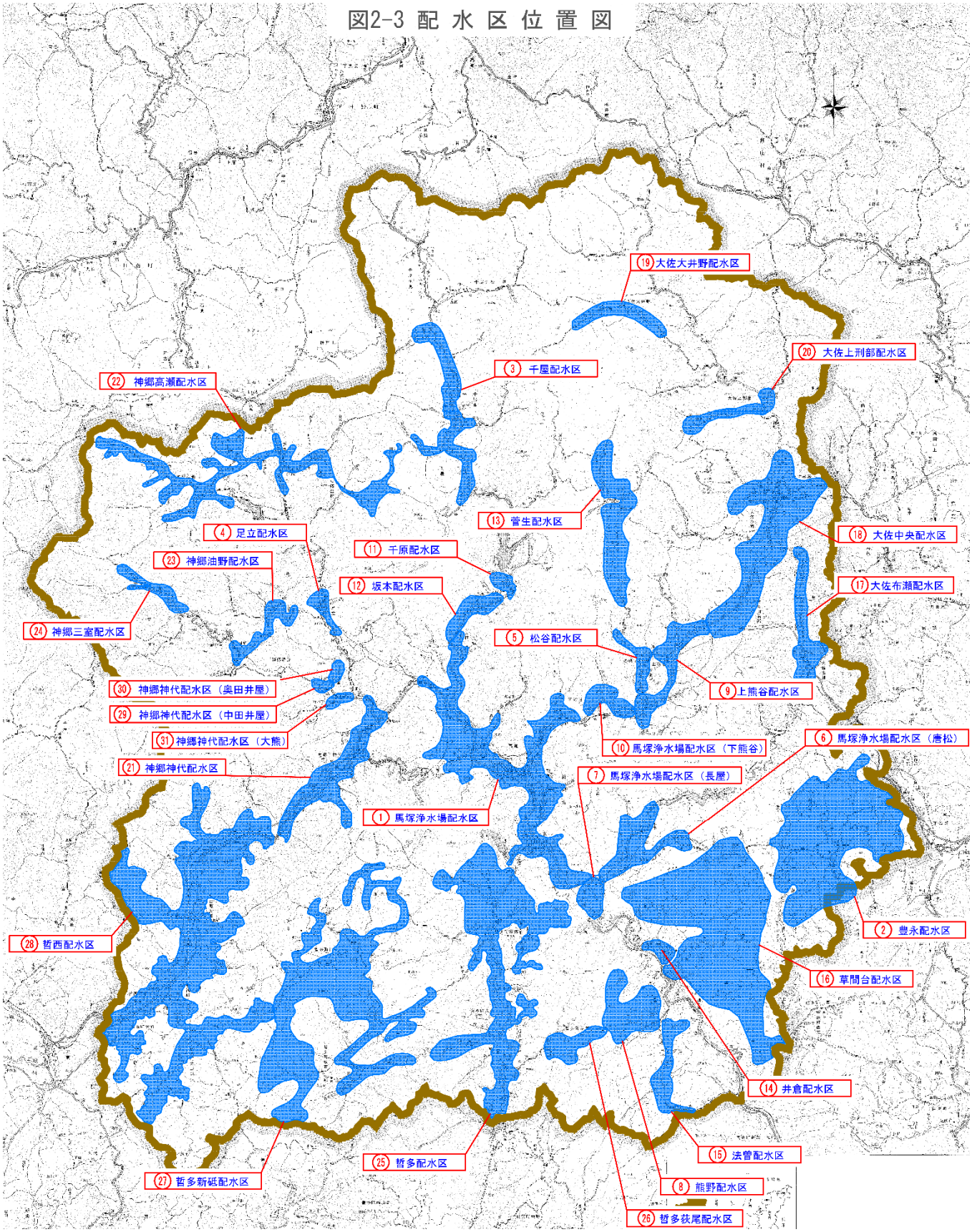
資料：「平成 29 年度 新見市簡易水道事業 アセットマネジメント策定業務」

管路の時間計画保全に基づく更新基準の設定

水道統計の管種区分	法定耐用年数	更新基準
鋳鉄管　（ダクタイル鋳鉄管は含まない）	40	50
ダクタイル鋳鉄管　耐震型継手を有する	40	80
ダクタイル鋳鉄管　K形継手等を有するもののうち良い地盤に布設されている	40	70
ダクタイル鋳鉄管　（上記以外・不明なものを含む）	40	60
石綿セメント管	40	40
鋼管　（溶接継手を有する）	40	70
鋼管　（上記以外・不明なものを含む）	40	40
ステンレス管　（耐震型継手を有する）	40	60
ステンレス管　（上記以外・不明なものを含む）	40	40
硬質塩化ビニル管　（RR 継手等を有する）	40	50
硬質塩化ビニル管　（上記以外・不明なものを含む）	40	40
ポリエチレン管　（高密度、熱融着継手を有する）	40	60
ポリエチレン管　（上記以外・不明なものを含む）	40	40
その他　（管種が不明のものを含む）	40	40

資料：「平成 29 年度 新見市簡易水道事業 アセットマネジメント策定業務」

図2-3 配 水 区 位 置 図


⑲大佐大井野配水区
⑳大佐上刑部配水区
㉒神郷高瀬配水区
③千屋配水区
⑬菅生配水区
⑱大佐中央配水区
④足立配水区
⑪千原配水区
㉓神郷油野配水区
⑫坂本配水区
⑰大佐布瀬配水区
㉔神郷三室配水区
⑤松谷配水区
⑨上熊谷配水区
㉚神郷神代配水区（奥田井屋）
㉙神郷神代配水区（中田井屋）
㉛神郷神代配水区（大熊）
⑩馬塚浄水場配水区（下熊谷）
⑥馬塚浄水場配水区（唐松）
㉑神郷神代配水区
⑦馬塚浄水場配水区（長屋）
①馬塚浄水場配水区
㉘哲西配水区
②豊永配水区
⑯草間台配水区
⑭井倉配水区
⑮法曽配水区
㉕哲多配水区
㉗哲多新砥配水区
⑧熊野配水区
㉖哲多荻尾配水区

2-4　水道事業経営の状況

本市の水道事業経営は、人口減少等に伴う料金収入の減少に加え、水道施設等の老朽化に伴う更新需要の増加や物価高騰の影響などにより、厳しい経営状況となっています。

経営指標については、「表 2.4　経営指標の推移」に示すとおり、経営の健全性を示す経常収支比率は、一般会計からの補助金額の減少はありましたが、令和 6 年 4 月 1 日からの料金改定により、健全経営の水準とされる 100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率も、料金改定により事業費に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる 100%を上回っています。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比 1.14 ポイント増の 58.13%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は前年度比 0.52 ポイント増の 13.02%と施設の老朽化が進んでいるのに対して、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は前年度比 0.08 ポイント増の 0.31%に留まっています。これは、未だに更新需要のピークを迎えていないこと、大口径の基幹管路の更新を優先的に実施しているためであり、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新が必要です。

将来にわたり健全な事業運営を維持するためには、料金体系や維持管理手法を含め、中長期的な視点に立った経営が必要です。

また、老朽化施設の更新及び耐震化の推進に伴い建設改良費の増加が見込まれることから、施設の統廃合やダウンサイジングなどにより投資の効率化を図り、更新費用の縮減に努める必要があります。

料金については、令和 5 年度に旧簡易水道事業を旧上水道事業の料金に統一するとともに、令和 6 年度には基本料金及び超過料金をそれぞれ 10.8%引き上げました。

また、施設の管理については、馬塚浄水場の運転管理及び一部旧簡易水道施設の日常点検管理を民間事業者へ委託し、効率的な維持管理に努めています。

今後は、収支の均衡を図りながら、計画的な施設更新及び効率的な事業運営を推進し、持続可能な水道事業の実現を目指します。

表 2.4　経営指標の推移

指　標	R2	R3	R4	R5	R6
経常収支比率	98.92%	99.76%	97.80%	101.43%	105.39%
料金回収率	77.86%	79.15%	82.01%	93.85%	100.71%
有形固定資産減価償却率	53.35%	53.77%	55.53%	56.99%	58.13%
管路経年化率	4.06%	7.77%	10.92%	12.50%	13.02%
管路更新率	0.19%	0.28%	0.18%	0.23%	0.31%

資料：「令和 6 年度新見市水道事業報告書」

2-5　建設改良費（更新需要）の見通し

今後、本市の水道施設は老朽化の進行に伴い、計画的な更新が必要不可欠となります。

一方で、現時点では、「新見市上下水道耐震化計画」、「城山及び石指山配水池更新事業」及び「大佐中央配水区第 1 浄水場発動発電機更新工事」以降の個別施設更新計画は策定されていません。

このため、本経営戦略における建設改良費は、前回の料金改定時に新見市水道事業運営審議会において整理された考え方を基本として設定しています。

第 3 章　投資・財政計画

3-1　投資・財政計画の基本的考え方

本市水道事業の経営・財務等の状況について、近年の決算情報の指標等から現状や課題を的確に把握するとともに、将来について客観的に見通し、分析を行っています。

計画期間は、「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」において、「10 年以上の合理的な期間を設定する」とされていることから、事業の特性、事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年の期間を設定します。

計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」に準拠して試算しています。

3-2　投資計画

安全で安心な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、今後の水需要を踏まえた浄水施設の再編や施設能力の適正化、老朽管の更新等を進めるとともに、施設の統廃合やダウンサイジングによるコスト縮減を図りながら、計画的な施設・設備の更新を検討していきます。

また、「新見市上下水道耐震化計画」を着実に推進し、基幹施設及び基幹管路の耐震化を進めることで、大規模地震や豪雨災害等に備えた強靱な水道施設の整備を推進します。

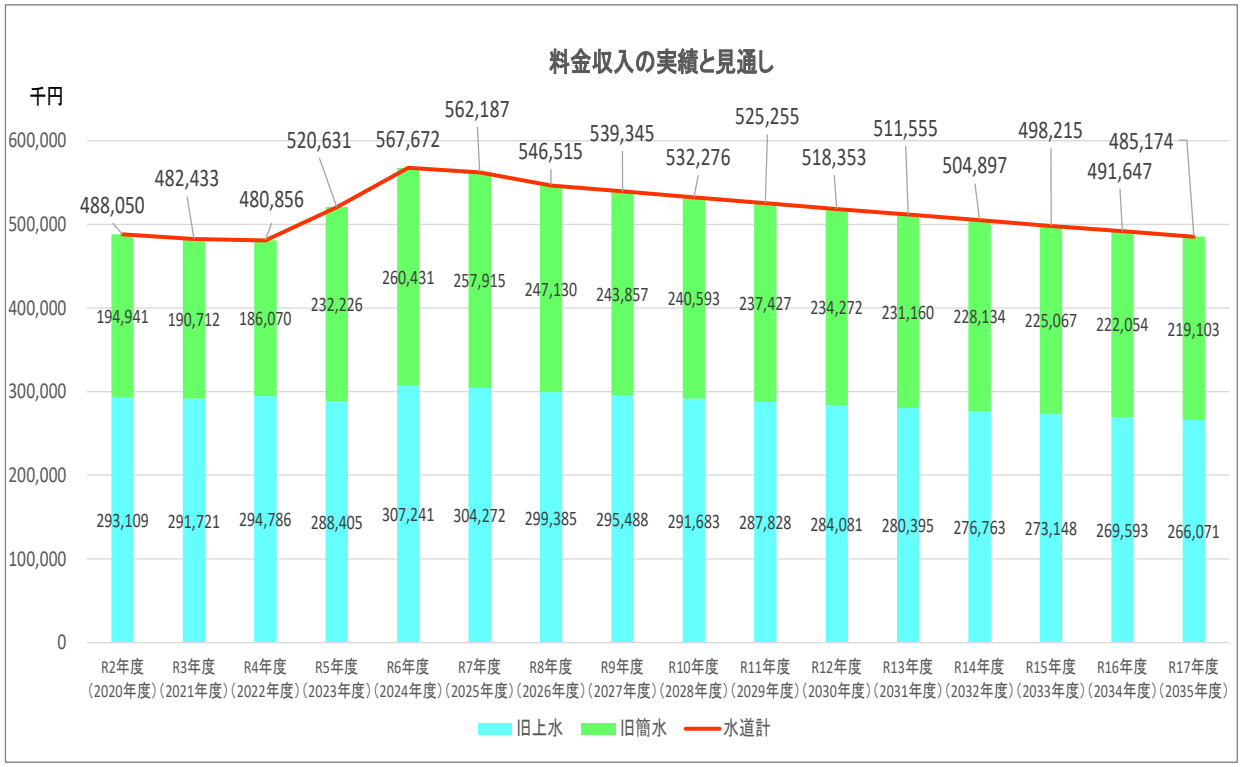
当面は、「新見市上下水道耐震化計画」、「城山及び石指山配水池更新事業」及び「大佐中央配水区第 1 浄水場発動発電機更新工事」を重点事業として位置付け、優先的に実施します。

今後は、アセットマネジメントの充実を図り、施設の重要度や健全度、更新需要等を踏まえ、投資の平準化と財政負担の軽減に配慮した計画的かつ効率的な施設更新を推進します。

3-3　財政計画

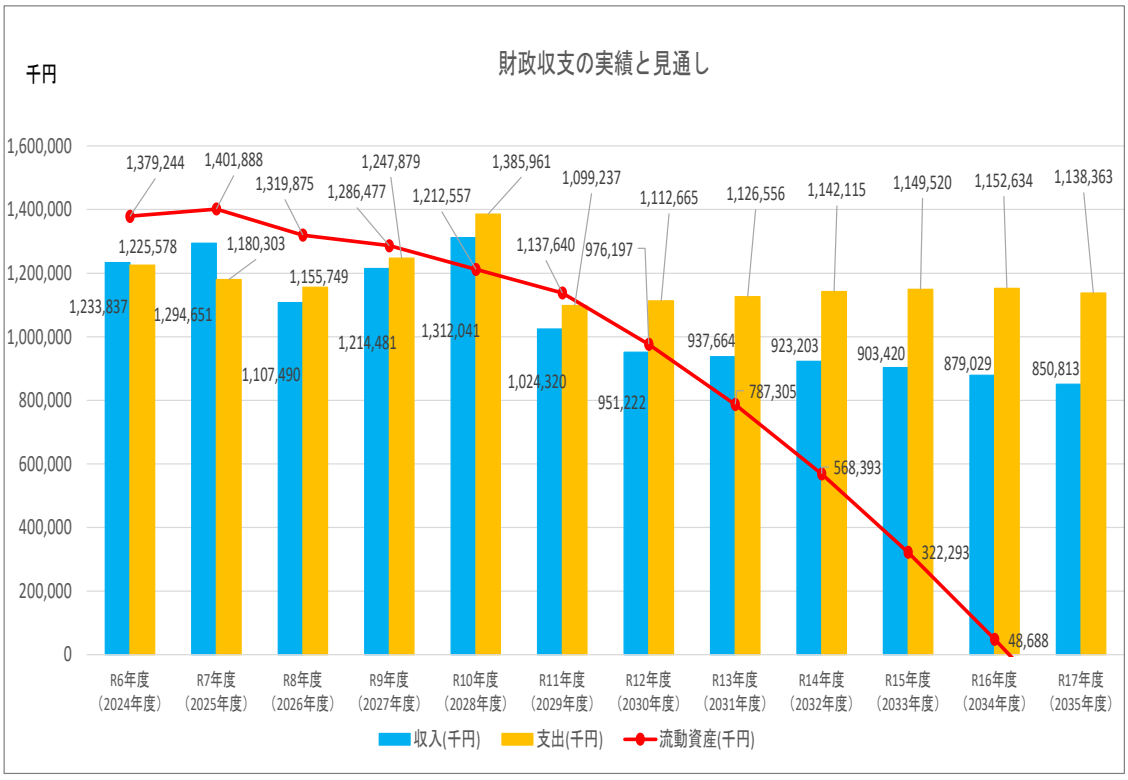
本市の水道事業財政計画は、料金収入を主たる財源とし、将来世代との負担の公平性に配慮しながら、健全で持続可能な財政運営を基本として策定しています。

料金収入については、人口減少に伴う有収水量の減少を見込み、年間総有収水量の実績を基に将来の有収水量を推計するとともに、口径別の使用水量等を分析し、その結果を踏まえて将来の料金収入を推計しています。



支出については、老朽化施設の更新及び耐震化の推進に伴い建設改良費の増加が見込まれることから、国庫補助金や企業債等を有効に活用し、将来の財政負担の平準化を図りながら、計画的な施設更新を進めます。

また、財政収支や施設更新需要に加え、料金回収率等の経営指標を継続的に検証し、必要に応じて料金改定の時期及び改定内容を検討するとともに、財政計画についても適宜見直しを行い、持続可能な水道事業経営を目指します。



第 4 章　効率化・経営健全化への取組方針

4-1　組織、人材に関する事項

業務の効率化及び事務の見直しを進めることにより、現行の職員体制を基本としつつ、事務量の変化等を踏まえた適正な定員管理を行いながら、水道技術管理者の有資格者を計画的に養成し、技術職員の確保を図るとともに、各種研修への参加等を通じて技術力の向上に努めることとします。

広域連携や外部委託の活用についても検討し、持続可能な組織体制の確立を目指すこととします。

4-2　経営基盤強化に関する事項

本市の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設・設備の老朽化、技術職員の不足など、厳しい経営環境に直面しています。このような状況の中においても、将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するため、効率的な事業運営と持続可能な経営基盤の確立を推進します。

施設・設備については、アセットマネジメントを活用した計画的な点検、維持管理及び更新を実施し、長寿命化と更新需要の平準化を図ります。また、将来の水需要を踏まえ、施設・設備の統廃合やダウンサイジングを進めるとともに、石指山配水池の廃止をはじめとする施設再編を実施し、効率的な資産管理に努めます。施設更新に当たっては、将来需要に見合った適正規模で整備を行い、投資の最適化を図ります。

維持管理及び事業運営については、人口減少や高齢化に伴う担い手不足への対応を見据え、ＤＸ等を推進し、業務の効率化及び省力化を図ります。

財政運営については、地方公営企業法の趣旨に基づく独立採算を基本とし、中長期的な視点に立った健全な経営を目指します。企業債については、将来の償還負担や金利動向を勘案しながら有利な制度を活用し、財政負担の軽減に努めます。さらに、施設の統廃合等により生じた遊休資産については、転用や売却等を検討し、資産の有効活用による財源確保に努めます。国庫補助金については、積極的に活用していきます。

加えて、岡山県水道事業広域連携推進検討会において、関係市町村との情報共有や課題整理を行いながら、広域連携の可能性について積極的に推進し検討していきます。

これらの取組を着実に推進することで、経営基盤の強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業の実現を目指します。

第５章　進捗管理と見直し

本経営戦略は、策定後も計画の進捗状況や経営状況を継続的に把握・評価し、ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理を実施します。また、必要に応じて本経営戦略の見直しを行います。

5-1　基本的考え方

本経営戦略については、毎年度、決算状況及び事業の進捗状況を踏まえ、計画値と実績値の比較・検証を行い、ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理を実施します。

進捗管理に当たっては、給水人口、有収水量、料金収入、有収率、料金回収率、建設改良費、企業債残高及び資金残高等の主要な経営指標について、計画値と実績値を比較するとともに、その差異の要因を分析し、必要な改善策を検討します。

また、社会経済情勢や水需要の変化、施設更新需要、財政収支の状況等を踏まえ、必要に応じて投資計画及び財政計画の見直しを行い、本経営戦略に反映することで、持続可能な水道事業経営の実現を目指します。

5-2　改定の留意点

本経営戦略は、毎年度の進捗管理及び検証結果を踏まえるとともに、計画期間との整合を図るため、原則として５年ごとを目途に本経営戦略の改定を行います。

なお、改定に当たっては、経営状況や施設更新需要、財政収支の状況及び将来の水需要を総合的に勘案し、実効性のある計画となるよう見直しを行います。



巻末資料

別添1－2

新見市水道事業経営戦略

団　　体　　名　：岡山県新見市

事　　業　　名　：新見市水道事業

策　　定　　日　：令和　8　年　3　月

計　画　期　間　：令和　8　年度　～　令和　17　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭　和　4　年　6　月　11　日	計画給水人口	33,373	人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	23,878	人
		有収水量密度	0.10	千㎥／ha

② 施 設

水源	☑ 表流水　☑ ダム　☐ 伏流水　☑ 地下水　☐ 受水　☐ その他　（複数選択可）				
施設数	浄水場設置数	33	管路延長	702.389	千m
	配水池設置数	100			
施設能力	16,110	㎥／日	施設利用率	53.78	%

③ 料 金

料金体系の概要・考え方	料金の構成は、基本料金と従量料金（以下「超過料金」という。）から成る二部料金制としている。基本料金は用途別に一般用と臨時用の2種に区分し、口径別に異なる料金設定としている。超過料金は単一型を採用している。 令和5年度に旧簡易水道事業を上水道事業の料金に統一し、令和6年度に基本料金及び超過料金をそれぞれ10.8%引き上げた。今後は、財政収支の状況、施設更新需要の増加及び将来の事業環境の変化を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、適切な料金水準及び料金体系について継続的に検討を行う。
料金改定年月日 （消費税のみの改定は含まない）	令　和　6　年　4　月　1　日

＜料金表＞

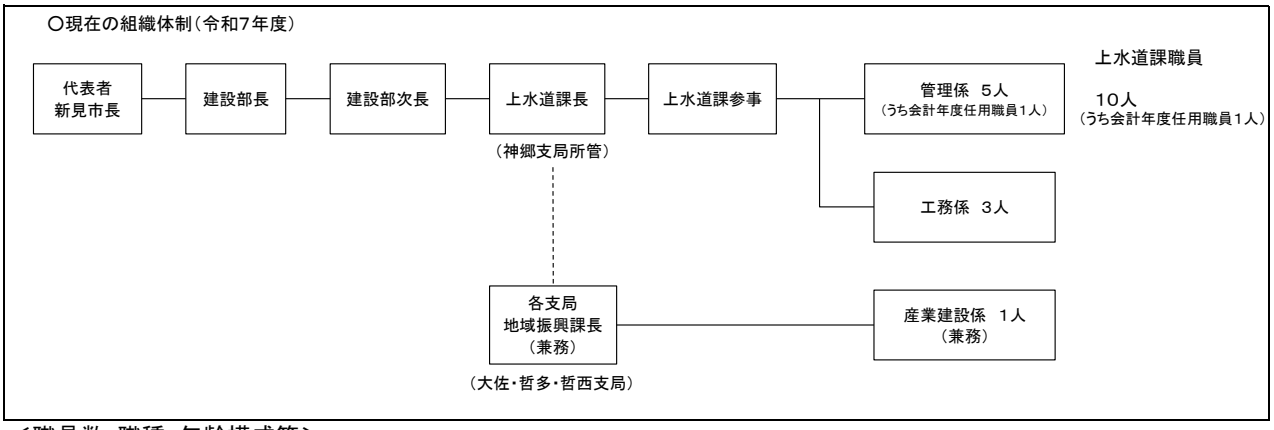
令和8年2月1日現在（消費税抜き）

メータ口径	基本料金 1か月につき	基本水量 1か月につき	超過料金（1㎥につき） 1か月につき
13mm	1，550円	10m³まで	220円
20mm	1，660円		
25mm	3，900円	25m³まで	
30mm	4，040円		
40mm	7，760円	45m³まで	
50mm	9，530円		
75mm	10，080円		
100mm	10，640円		

④ 組 織

＜組織体制＞

令和7年4月1日現在



＜職員数・職種・年齢構成等＞

（令和7年度）

	上水道課
61歳～	人
51～60歳	3人
41～50歳	2人
31～40歳	4人
～30歳	1人
合計	10人

※うち会計年度任用職員1人

（2）これまでの主な経営健全化の取組

○経営統合
・令和元年度末に簡易水道事業と経営統合を行い、事業運営の効率化及び財務基盤の強化を図った。
○民間活用
・平成30年度から新見支局管内の簡易水道の水道施設について、業務の効率化及び経費削減を図るため、運転監視及び保守点検業務を委託している。
○施設の統廃合
・配水施設の余剰能力を活用するため、平成30年4月に長屋簡易水道及び唐松簡易水道、令和4年4月に下熊谷配水区の水源施設及び浄水施設を廃止し、統合を行った。
○広域化
・平成28年度から県内の市町村等で構成する「岡山県水道事業広域連携推進検討会」に参加し、協議を進めている。
○その他
・人件費の削減（平成22年度に機構改革に併せ神郷支局の業務を上水道課で対応）
・収納額の向上（滞納対策を強化し、収納額を増額）

*1 水道事業の広域化とは、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

（3）経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

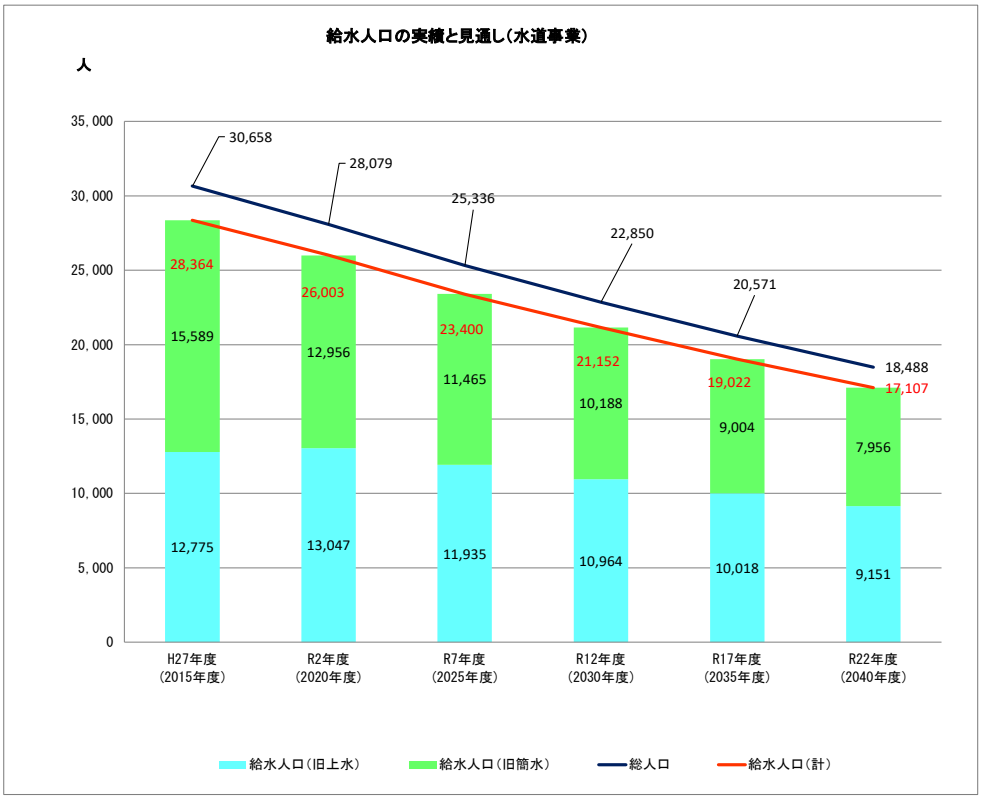
別紙１のとおり

2. 将来の事業環境

（1）給水人口の予測

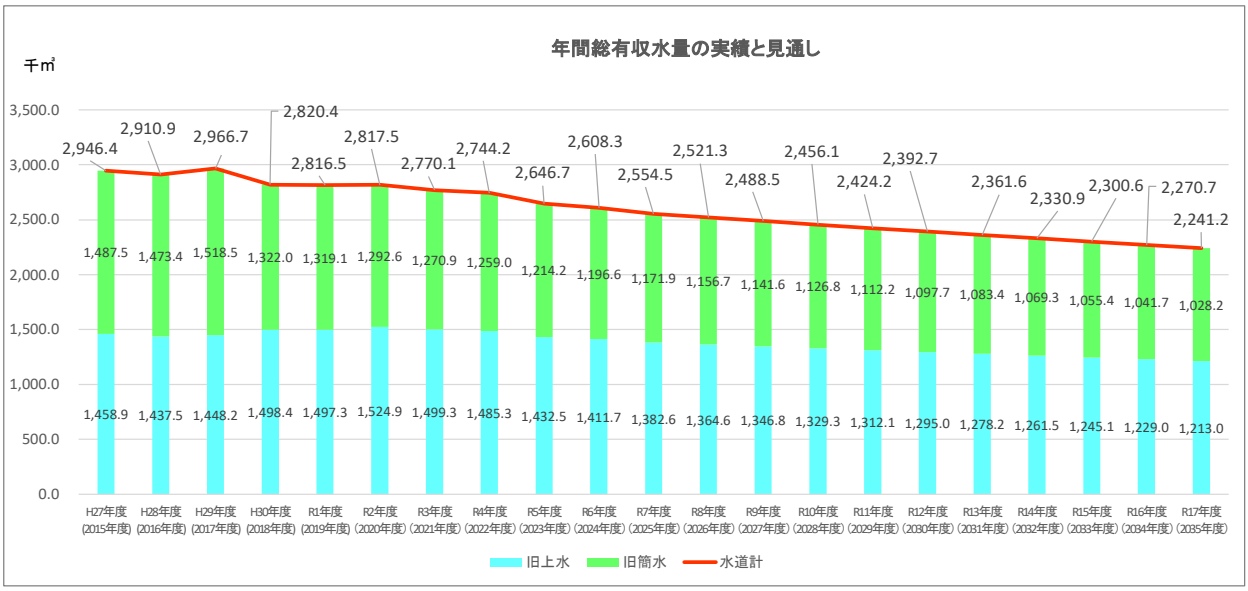
本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った将来人口推計（令和5年3月公表）によると、令和17（2035）年度には20,571人に、令和22（2040）年度には18,488人になると推計されている。平成27年度から令和7年度の給水人口の推移を見ると、28,364人から23,400人となり、全体では年平均約2.0%の減少で推移しており、内訳では旧上水道が年平均約1.7%、旧簡易水道が年平均約2.3%の減少となっている。

これらの実績及び将来人口推計を踏まえ、今後も同様の減少率で推移するものと仮定し、旧上水道及び旧簡易水道それぞれの給水人口を推計している。



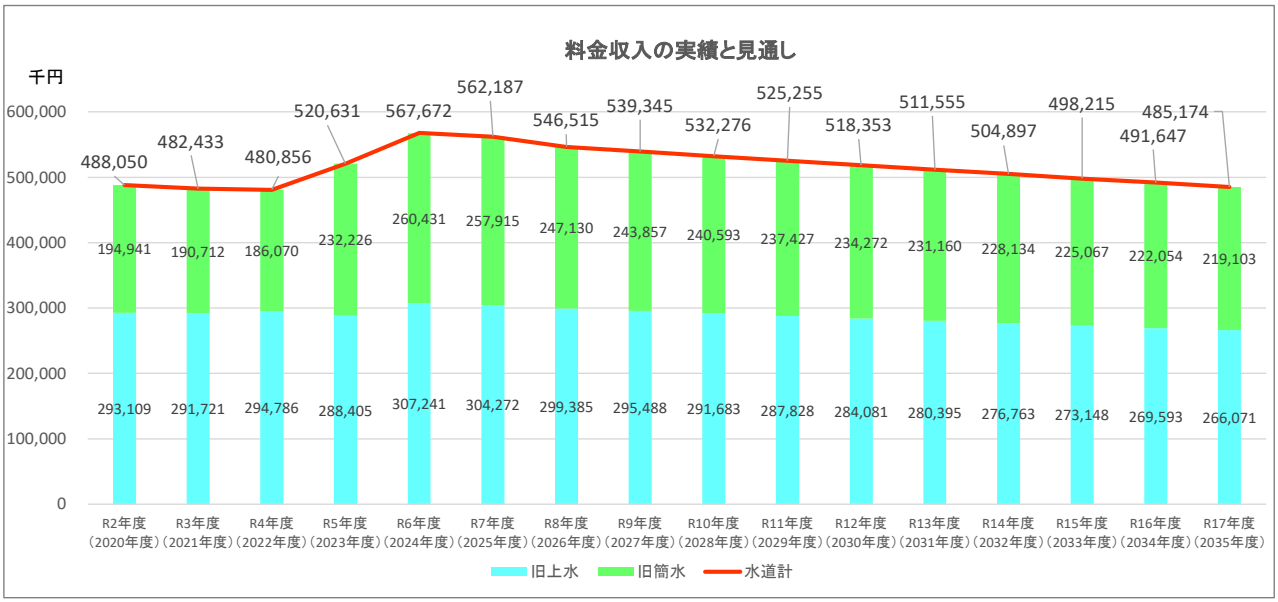
（2）水需要の予測

本市の水道事業は、給水人口の減少や節水機器の普及等により、水需要は今後も減少傾向で推移するものと予測される。
平成27年度から令和6年度までの年間総有収水量の推移は、2,946.4千m3から2,608.3千m3となり年平均約1.3%の減少となっている。
今後も同様の減少率で推移するものとし、年間総有収水量を推計している。



（3）料金収入の見通し

令和8年度以降の10年間については、人口減少等に伴う有収水量の減少を見込み、年間総有収水量の実績を基礎として口径別の使用水量を分析し、将来の有収水量を推計した。その結果、料金収入は年平均約1.3%減少するものと見込んでいる。
今後は、財政収支の状況、施設更新需要の増加及び将来の事業環境の変化を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、適切な料金水準及び料金体系について継続的に検討を行う。



（4）組織の見通し

・業務の効率化及び事務の見直しを進めることにより、現行の職員体制を基本としつつ、事務量の変化等を踏まえた適正な定員管理を行う。
・水道技術管理者等の有資格者を計画的に養成し、技術職員の確保を図るとともに、各種研修への参加等を通じて技術力の向上に努める。
・広域連携や外部委託の活用についても検討し、持続可能な組織体制の確立を目指す。

3. 経営の基本方針

・将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給する。
・効率的な事業運営と持続可能な財務基盤の確立を図る。
・大規模災害に備えた強靭な水道施設の整備を推進する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画) : 別 紙 2 の と お り

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	安全で安心な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、水道施設等の耐震化及び老朽施設の更新事業を計画的に実施する。

・(旧上水)城山及び石指山配水池更新事業　令和9年度～令和11年度　670,000千円
　(令和9年度220,000千円、令和10年度330,000千円、令和11年度120,000千円)
・(旧上水)建設改良事業　令和8年度、令和12年度～　135,762千円(アセットマネジメント額(226,271千円)×60%)

・(旧簡水)大佐中央配水区第１浄水場発動発電機更新工事　令和9年度～令和10年度　100,000千円
　(令和9年度20,000千円、令和10年度80,000千円)
・(旧簡水)建設改良事業　令和8年度～　220,752千円(アセットマネジメント額(630,752千円)×35%)

建設改良事業については、アセットマネジメントにより算定した更新需要をベースに、財政見通しを踏まえ、実施可能な範囲で事業量を調整し、投資の平準化を図っている。
財源については、企業債及び内部留保資金等を活用し、将来世代との負担の公平性に配慮しながら、持続可能な事業運営を目指す。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	料金収入を主たる財源とし、将来世代との負担の公平性に配慮しながら、健全で持続可能な財政運営を基本とする。 老朽化施設の更新及び耐震化の推進に伴い建設改良費の増加が見込まれることから、国庫補助金や企業債等を有効に活用し、将来の財政負担の平準化を図りながら、計画的な施設更新を進める。 また、財政収支や施設更新需要に加え、料金回収率等の経営指標を継続的に検証し、必要に応じて料金改定の時期及び改定内容を検討するとともに、財政計画についても適宜見直しを行い、持続可能な水道事業経営を目指す。

〇料金収入
令和5年度に旧簡易水道事業を上水道事業の料金に統一し、令和6年度に基本料金及び超過料金をそれぞれ10.8%引き上げた。
また、今後は、財政収支の状況、施設更新需要の増加及び将来の事業環境の変化を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、適切な料金水準及び料金体系について継続的に検討を行う。

〇企業債
建設改良事業の財源として企業債を活用する。
なお、企業債の活用に当たっては、世代間負担の公平性に配慮し、将来の償還負担が過度とならないよう適切に管理する。

〇繰入金
旧簡易水道事業に係る基準内繰入金を計上するとともに、旧簡易水道事業において過去に実施した建設改良事業に係る基準外繰入金を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、直近3か年(令和4年度～令和6年度)の実績平均額を基に設定した。ただし、動力費や薬品費等、物価変動の影響を受けやすい費目については、将来の価格上昇を考慮し年0.9%の増加を見込んだ。また、賃借料の一部や保険料の一部及び公課費など、今後も大きな変動を見込まない費目については、実績平均額を据え置きとした。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	岡山県水道事業広域連携推進検討会において、関係市町村との情報共有や課題整理を行いながら、広域連携の可能性について引き続き協議を進める。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	水道施設の維持管理において、業務を一部委託している施設では、高齢化等の理由により、人手不足となり維持管理が困難になることから、民間委託等を検討する。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	アセットマネジメントを活用し、点検及び計画的な維持管理を徹底することにより、施設・設備の長寿命化を図るとともに、更新需要の平準化に努める。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	将来の水需要の減少を踏まえ、効率的な資産管理を図るため、施設・設備の廃止及び統合を適切に進める。 石指山配水池は廃止予定。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	施設更新に当たっては、将来需要に見合った適正規模での整備を行い、過大投資とならないよう施設能力の合理化を図る。
その他の取組	特になし

② 財源についての検討状況等

料金	料金については、今後の施設更新需要や財政収支の状況を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、適正な料金水準の維持に向けて継続的に検討を行う。また、料金水準については、経営状況や将来の事業環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。
企業債	将来的な償還負担を勘案し、財政運営に過度な影響を及ぼさないよう、利率動向等を注視しながら、有利な企業債の活用に努める。
繰入金	地方公営企業法の趣旨を踏まえ、独立採算を基本とした経営を目指す。政策的に実施している旧簡易水道事業に係る一般会計からの繰入金については、経営努力により計画的な縮減に努める。
資産の有効活用等（*2）による収入増加の取組	施設の統廃合や老朽化により生じた遊休資産については、転用又は売却等を検討し、資産の有効活用による収入確保に努める。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	社会経済情勢の変化、物価上昇、人口減少の進行、施設の老朽化状況、国の制度改正等により計画の前提条件に大きな変更が生じた場合には、必要に応じて内容の見直しを行う。 また、毎年度の進捗管理及び検証結果を踏まえるとともに、計画期間との整合を図るため、原則として5年ごとを目途に本経営戦略の改定を行う。 なお、改定に当たっては、経営状況や施設更新需要、財政収支の状況及び将来の水需要を総合的に勘案し、実効性のある計画となるよう見直しを行う。 検証にあたっては、給水人口の推移、料金収入の動向、経費の増減、企業債残高の推移、資金残高等の主要指標を確認し、計画との差異の要因を分析する。

経営比較分析表（令和6年度決算）

岡山県　新見市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	非設置

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
25,939	793.29	32.70

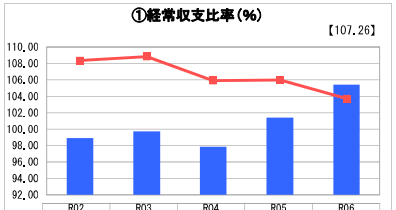
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)
-	66.11	93.38	4,125

現在給水人口（人）	給水区域面積(km²)	給水人口密度(人/km²)
23,878	271.78	87.86

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和6年度全国平均

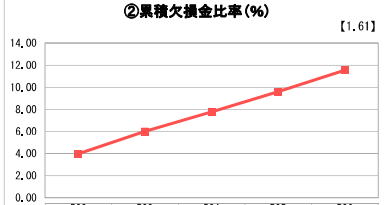
1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率(%)　【107.26】



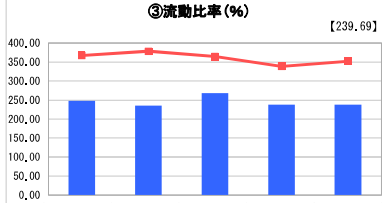
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	98.92	99.76	97.84	101.40	105.41
平均値	108.35	108.84	105.92	106.01	103.74

②累積欠損金比率(%)　【1.61】



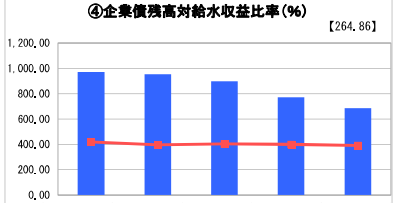
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	3.98	6.02	7.78	9.59	11.55

③流動比率(%)　【239.69】



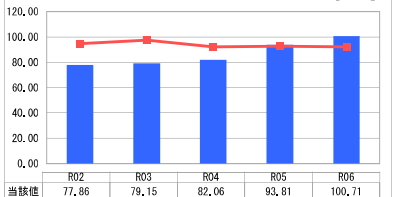
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	248.29	235.33	268.65	238.42	238.43
平均値	367.55	378.56	364.46	338.89	352.34

④企業債残高対給水収益比率(%)　【264.86】



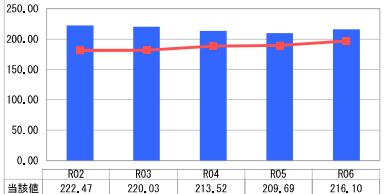
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	971.52	955.28	897.72	772.89	686.91
平均値	418.68	395.68	403.72	400.21	391.13

⑤料金回収率(%)　【97.59】



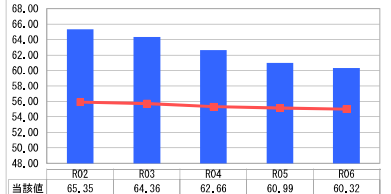
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	77.86	79.15	82.06	93.81	100.71
平均値	94.78	97.59	92.17	92.83	92.16

⑥給水原価(円)　【181.66】



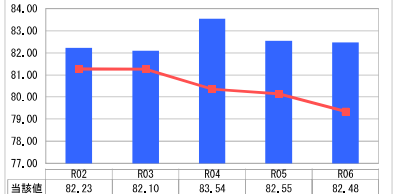
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	222.47	220.03	213.52	209.69	216.10
平均値	181.30	181.71	188.51	189.43	196.75

⑦施設利用率(%)　【60.21】



	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	65.35	64.36	62.66	60.99	60.32
平均値	55.89	55.72	55.31	55.14	54.99

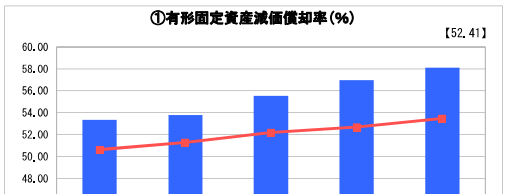
⑧有収率(%)　【89.21】



	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	82.23	82.10	83.54	82.55	82.48
平均値	81.27	81.26	80.36	80.13	79.34

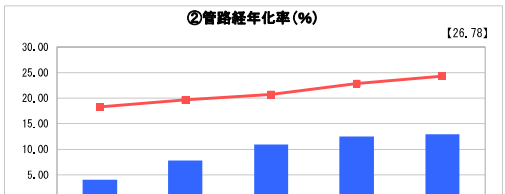
2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)　【52.41】



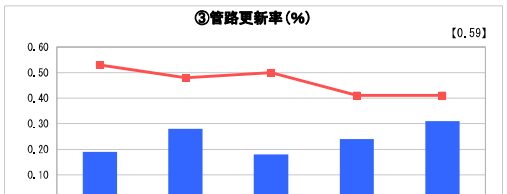
	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	53.35	53.77	55.53	56.99	58.13
平均値	50.63	51.29	52.20	52.70	53.48

②管路経年化率(%)　【26.78】



	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	4.07	7.77	10.92	12.51	12.94
平均値	18.28	19.61	20.73	22.86	24.31

③管路更新率(%)　【0.59】



	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.19	0.28	0.18	0.24	0.31
平均値	0.53	0.48	0.50	0.41	0.41

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①　経常収支比率は、令和５年度・令和６年度に行った料金改定により、単年度の黒字を示す１００%を上回っている。
②　累積欠損金は発生していないが、簡易水道事業との経営統合により、施設維持管理経費が増加したため、より一層の経営活動の効率化に努める。
③　簡易水道事業との経営統合により企業債の償還額が著しく増加することで流動負債が上昇し、流動比率が大幅に低下したことにより、全国平均を下回っている。
④　企業債残高対給水収益比率は、簡易水道事業の統合により大幅に上昇し、全国平均・類似団体平均を上回っているが、企業債残高の減少により、年々減少している。
⑤　料金回収率は、令和５年度・令和６年度に行った料金改定により、基準である１００%を上回った。
⑥　給水原価は、簡易水道事業との経営統合により大幅に上昇し、全国平均・類似団体平均を上回っている。
⑦　施設利用率は、全国平均・類似団体平均を上回っているが、近年減少傾向にあるため、施設の適正規模を勘案し、引き続き、施設の統廃合等に取り組む。
⑧　旧簡易水道区域について、布設から４０年以上経過する管路が増加しており、頻繁に漏水が発生している。今後も管路更新、漏水調査・修繕を積極的に実施し、有収率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について

①　老朽化の状況は、数値が１００%に近いほど法定耐用年数に近いことを表している。簡易水道事業との統合により、全国平均・類似団体平均を上回っており、かつ年々増加傾向にある。順次施設の更新を行っていく必要がある。
②　管路経年化率は、全国平均・類似団体平均を下回っているが、法定耐用年数に近い管路もあることから、順次更新を行っていく必要がある。
③　管路更新率も全国平均・類似団体平均を下回っているが、法定耐用年数に近い管路もあることから、順次更新を行っていく必要がある。

全体総括

今後の事業運営において、これまでの水需要動向等を勘案すると、給水収益が減少傾向で推移するものと見込まれる中、施設の更新及び企業債の償還等があり、今後の経営状況は、依然として厳しいものとなっている。
また、簡易水道事業との経営統合により、一時的に数値は悪化したが、令和５年度・令和６年度の料金改定で一部の数値は改善した。その他の数値については、設備投資を計画的に実施することで、緩やかに、長期的に改善していけるよう努めたい。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

別紙2

（単位：千円，％）

区分			年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	(A)	520,959	567,887	562,662	546,853	539,683	532,614	525,593	518,691	511,893	505,235	498,553	491,985	485,512
		(1) 料金収入		520,631	567,672	562,187	546,515	539,345	532,276	525,255	518,353	511,555	504,897	498,215	491,647	485,174
		(2) 受託工事収益	(B)													
		(3) その他		328	215	475	338	338	338	338	338	338	338	338	338	338
		2．営業外収益		453,219	453,590	453,659	447,206	428,350	414,732	406,819	380,829	373,099	361,250	343,591	316,283	282,022
		(1) 補助金		45,941	46,852	41,115	34,292	31,930	30,441	30,054	29,000	28,010	26,985	26,100	25,375	25,079
		他会計補助金		44,928	46,282	40,824	34,154	31,897	30,434	30,053	29,000	28,010	26,985	26,100	25,375	25,079
		その他補助金		1,013	570	291	138	33	7	1						
		(2) 長期前受金戻入		405,734	405,398	409,701	411,451	394,957	382,828	375,302	350,366	343,626	332,802	316,028	289,445	255,480
		(3) その他		1,544	1,340	2,843	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463
		収入計	(C)	974,178	1,021,477	1,016,321	994,059	968,033	947,346	932,412	899,520	884,992	866,485	842,144	808,268	767,534
	収益的支出	1．営業費用		909,106	919,843	939,162	929,185	914,969	907,801	913,616	922,018	931,899	938,732	942,734	936,156	916,155
		(1) 職員給与費		75,828	69,029	78,380	73,621	73,621	73,621	73,621	73,621	73,621	73,621	73,621	73,621	73,621
		基本給		38,026	34,143	39,139	36,764	36,764	36,764	36,764	36,764	36,764	36,764	36,764	36,764	36,764
		退職給付費														
		その他		37,802	34,886	39,241	36,857	36,857	36,857	36,857	36,857	36,857	36,857	36,857	36,857	36,857
		(2) 経費		325,425	345,415	347,180	340,273	342,403	345,476	348,578	351,707	354,863	358,048	361,261	364,503	367,774
		動力費		69,461	74,482	74,217	74,494	75,164	75,840	76,523	77,212	77,907	78,608	79,315	80,029	80,749
		修繕費		41,023	50,756	38,106	47,103	47,527	47,955	48,387	48,822	49,261	49,704	50,151	50,602	51,057
		材料費		8,510	8,590	5,816	8,072	8,145	8,218	8,292	8,367	8,442	8,518	8,595	8,672	8,750
		その他		206,431	211,587	229,041	210,604	211,567	213,463	215,376	217,306	219,253	221,218	223,200	225,200	227,218
		(3) 減価償却費		507,853	505,399	513,602	515,291	498,945	488,704	491,417	496,690	503,415	507,063	507,852	498,032	474,760
		2．営業外費用		51,631	49,213	45,869	46,998	49,352	56,710	69,147	73,744	76,914	79,683	82,087	84,240	86,454
		(1) 支払利息		51,370	46,401	44,794	45,843	48,197	55,555	67,992	72,589	75,759	78,528	80,932	83,085	85,299
		(2) その他		261	2,812	1,075	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
		支出計	(D)	960,737	969,056	985,031	976,183	964,321	964,511	982,763	995,762	1,008,813	1,018,415	1,024,821	1,020,396	1,002,609
	経常損益		(C)−(D) (E)	13,441	52,421	31,290	17,876	3,712	△ 17,165	△ 50,351	△ 96,242	△ 123,821	△ 151,930	△ 182,677	△ 212,128	△ 235,075
特別利益			(F)		785											
特別損失			(G)	355	119	1,627										
特別損益			(F)−(G) (H)	△ 355	666	△ 1,627										
当年度純利益（又は純損失）			(E)+(H)	13,086	53,087	29,663	17,876	3,712	△ 17,165	△ 50,351	△ 96,242	△ 123,821	△ 151,930	△ 182,677	△ 212,128	△ 235,075
繰越利益剰余金又は累積欠損金			(I)	692,051	765,138	818,801	836,677	840,389	823,224	772,873	676,631	552,810	400,881	218,203	6,075	△ 229,000
流動資産			(J)	1,289,560	1,379,244	1,401,888	1,319,875	1,286,477	1,212,557	1,137,640	976,197	787,305	568,393	322,293	48,688	△ 238,862
		うち未収金		30,734	26,418	31,446	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600	31,600
流動負債			(K)	540,889	578,464	433,988	500,843	484,251	441,902	429,639	419,579	427,144	436,750	438,536	436,256	416,500
		うち建設改良費分		365,118	359,483	338,343	321,751	279,402	267,139	257,079	264,644	274,250	276,036	273,756	254,000	258,591
		うち一時借入金														
		うち未払金		166,061	208,584	84,338	152,700	152,700	152,700	152,700	152,700	152,700	152,700	152,700	152,700	152,700
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）																
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額			(L)													
営業収益−受託工事収益			(A)−(B) (M)	520,959	567,887	562,662	546,853	539,683	532,614	525,593	518,691	511,893	505,235	498,553	491,985	485,512
地方財政法による資金不足の比率			((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			(O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率			((N)/(P)×100)													

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

別紙2

（単位：千円）

区分		年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	89,900	240,600	353,100	222,400	370,500	523,500	262,500	222,400	222,400	222,400	222,400	222,400	222,400
		うち資本費平準化債													
		2．他会計出資金													
		3．他会計補助金	335,590	325,790	318,442	294,525	266,307	222,389	203,312	178,413	172,643	165,865	153,649	136,551	115,104
		4．他会計負担金	1,271	1,295	1,320	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
		5．他会計借入金													
		6．国（都道府県）補助金	14,026	11,085	7,041	5,213	1,916	281	143						
		7．固定資産売却代金													
		8．工事負担金	25,410	36,905	6,775										
		9．その他	1,267	1,298	1,353	1,489	1,427	98							
		計 (A)	467,464	616,973	688,031	524,882	641,405	747,523	467,210	402,068	396,298	389,520	377,304	360,206	338,759
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
		純計 (A)−(B) (C)	467,464	616,973	688,031	524,882	641,405	747,523	467,210	402,068	396,298	389,520	377,304	360,206	338,759
	資本的支出	1．建設改良費	300,614	396,803	349,391	356,514	460,752	630,752	340,752	356,514	356,514	356,514	356,514	356,514	356,514
		うち職員給与費													
		2．企業債償還金	382,752	365,118	359,483	338,343	321,751	279,402	267,139	257,079	264,644	274,250	276,036	273,756	254,000
		3．他会計長期借入返還金													
		4．他会計への支出金													
		5．その他													
		計 (D)	683,366	761,921	708,874	694,857	782,503	910,154	607,891	613,593	621,158	630,764	632,550	630,270	610,514
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)−(C) (E)			215,902	144,948	20,843	169,975	141,098	162,631	140,681	211,525	224,860	241,244	255,246	270,064	271,755
補塡財源		1．損益勘定留保資金	9,902	8,948	9,943	121,716	107,700	88,711	65,764	50,082	35,968	22,331	9,147		
		2．利益剰余金処分額													
		3．繰越工事資金													
		4．その他	206,000	136,000	10,900	48,259	33,398	73,920	74,917	161,443	188,892	218,912	246,100	270,064	271,755
		計 (F)	215,902	144,948	20,843	169,975	141,098	162,631	140,681	211,525	224,860	241,244	255,246	270,064	271,755
補塡財源不足額 (E)−(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)			4,023,890	3,899,371	3,681,139	3,785,947	3,834,696	4,078,794	4,074,154	4,039,475	3,997,231	3,945,381	3,891,746	3,840,389	3,813,081

○他会計繰入金

区分		年度	令和5年度（決算）	令和6年度（決算）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分			44,928	46,282	40,824	34,154	31,897	30,434	30,053	29,000	28,010	26,985	26,100	25,375	25,079
	うち基準内繰入金		23,977	22,153	19,541	20,513	20,186	20,310	21,243	21,439	21,603	21,701	21,814	21,961	22,298
	うち基準外繰入金		20,951	24,129	21,283	13,641	11,711	10,124	8,810	7,561	6,407	5,284	4,286	3,414	2,781
資本的収支分			335,590	325,790	319,762	295,780	267,562	223,644	204,567	179,668	173,898	167,120	154,904	137,806	116,359
	うち基準内繰入金		184,741	179,448	176,128	162,454	149,054	125,897	115,669	102,614	100,876	99,141	94,589	87,522	76,910
	うち基準外繰入金		150,849	146,342	143,634	133,326	118,508	97,747	88,898	77,054	73,022	67,979	60,315	50,284	39,449
合計			380,518	372,072	360,586	329,934	299,459	254,078	234,620	208,668	201,908	194,105	181,004	163,181	141,438